

(参考)

千葉県農業災害対策資金の概要

1 資金の概要

災害により被害を受けた農業者の経営の維持安定を図るため、農協等融資機関が再生産に必要な資金又は施設の復旧資金を通常より低利な金利で融資し、市町村が事業主体となって当該融資機関に基準金利との差率を利子補給した場合に、県が当該市町村に対してその一部を補助する。

2 適用災害の目安

- ① 2市町村以上にまたがる災害であること。
- ② 被害金額（農業施設と農作物の合計）が概ね10億円以上であること

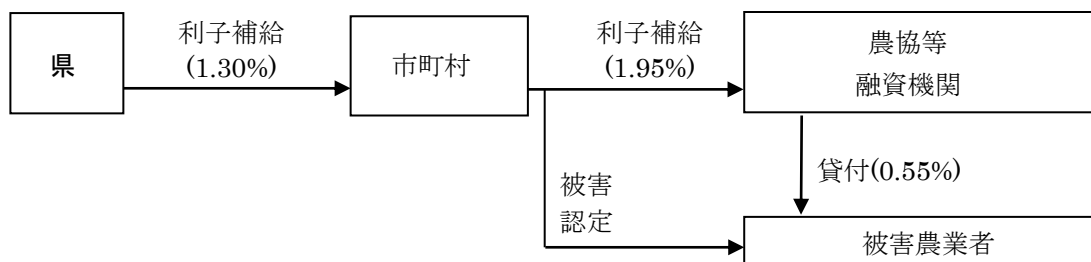
3 資金区分別資金使途・貸付限度額・償還期間

資金区分	経営安定資金	施設復旧資金
資金使途	農業の再生産に必要な資金 (種苗、肥料、飼料、農薬等)	農業施設（簡易な施設を除く）が損壊した場合において、当該施設を原状に復元するために必要な資金
貸付限度額	被害額の80%以内で 300万円以下	被害額の80%以内で 500万円以下
償還期間	5年以内	6年以内 (うち据置2年以内)

4 金利（令和8年8月豪雨災害の場合）

県単災害資金 基準金利 A	利子補給率 B (実負担率)		末端金利 A-B
	県	市町村	
2.50%	1.30%	0.65%	0.55%

5 千葉県農業災害対策資金のスキーム



※市町村が融資機関に利子補給を行い、県は市町村にその一部を補助する。